



平成 24 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	梅 の 花
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	梅 野 重 俊
(コード番号)	7 6 0 4	東 証 第 二 部
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 兼 経 営 計 画 室 長	
		上 村 正 幸
TEL	0 9 4 2 - 3 8 - 3 4 4 0	

## 資本・業務提携並びに第三者割当により発行される株式及び転換社債型新株予約権付社債に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 14 日開催の取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で、業務提携及びこれを前提とする資本提携を行う資本・業務提携契約を締結することを決議し、同日付にて資本・業務提携契約を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本提携に基づき、同日開催の取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社を割当先として第三者割当による株式（以下、「本株式」という。）の発行及び転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）の発行（以下、「本第三者割当」という。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

### I 資本・業務提携

#### 1. 資本・業務提携の理由

飲食業界におきましては、厳しい経済環境の中で低価格競争が激化しており、販売力の強化、財務体質の強化が必要とされています。この度の資本・業務提携における提携先であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及びそのグループ会社は、財務体質や販売力に強みを有しております。また、当社は、当社グループの特徴であるレストラン事業の湯葉と豆腐の店「梅の花」を運営する株式会社梅の花 Service と、主に百貨店の地下食品街で販売する株式会社梅の花 plus、同様に寿司おにぎりを販売する株式会社古市庵のそれぞれに、当社が開発をした商品を製造し提供し、その商品開発力と商品の供給体制などに強みを有しております。

当社にとっては、この資本・業務提携により、飲食業界における競争に勝ち抜くための、新規出店の加速に加え、財務体質の強化が図ることができ、海外展開への足掛かりともなります。加えて、両社の強みを融合することにより、当社の商品をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及びグループ会社に供給するとともに、両社の会員へのサービスの拡大による顧客の囲い込み等による販売の強化が可能であり、両社の企業価値を向上できるものと考えております。

#### 2. 資本・業務提携の内容等

##### (1) 資本提携

##### ① 第三者割当による新株式発行

(i) 発行新株式数	普通株式 3,745 株
(ii) 発行価額	1 株につき金 170,000 円
(iii) 発行価額の総額	636,650,000 円
(iv) 申込期間	平成 24 年 12 月 1 日(土)～平成 24 年 12 月 2 日(日)

- (v) 申込期日 平成 24 年 12 月 3 日(月)  
 (vi) 割当先及び株式数 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 3,745 株

②転換社債型新株予約権付社債

- (i) 新株予約権の総数 1 個  
 (ii) 発行価額 額面 100 円につき金 100 円  
 (iii) 発行価額の総額 2,259,675,000 円  
 (iv) 申込期間 平成 24 年 12 月 1 日(土)～平成 24 年 12 月 2 日(日)  
 (v) 申込期日 平成 24 年 12 月 3 日(月)  
 (vi) 割当先及び潜在株式数 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 13,695 株  
 (vii) 行使価額(又は転換価額) 165,000 円

(2)業務提携

①食材の相互供給

- ・ エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社グループによる、当社グループが製造または保有する食材等の仕入を行う。
- ・ 当社グループによる、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社グループが製造または保有する食材等の仕入を行う。

②海外合弁会社の設立

- ・ 具体的内容は未定であります。

③共同商品開発

- ・ 両社は必要とする新商品について共同で開発し、設備や製造ノウハウ等を考慮して各々の得意分野で製造し供給する。

④材料、備品等の共同購入

- ・ 備品消耗品等について情報交換し、共同購入をすすめる。

⑤物流の効率化

- ・ 具体的内容は未定であります。

⑥それぞれのカード会員等および従業員に対する販促協力

- ・ 具体的内容は未定であります。

なお、当社は、当社の株主総会における選任を経て、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社から、その指名する者 1 名が当社の取締役として派遣されることを受け入れる予定です。

3. 資本・業務提携の相手先の概要 (平成 24 年 3 月 31 日時点)

(1) 名 称	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	
(2) 所 在 地	大阪市北区角田町 8-7	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 若林 純	
(4) 事 業 内 容	持株会社(百貨店事業、スーパーマーケット事業及びPM事業などの事業活動を展開するグループ会社の経営企画・管理)	
(5) 資 本 金	17,796 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 22 年 3 月 7 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	206,740 千株	
(8) 決 算 期	3 月末日	
(9) 従 業 員 数	(連結) 5,693 人	
(10) 主 要 取 引 銀 行	㈱三菱東京UFJ銀行、㈱三井住友銀行	
(11) 大株主及び持株比率	阪神電気鉄道	14.2%
	高島屋	10.0%
	阪急阪神ホールディングス	7.4%

(12) 当事会社間の関係																			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。																		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。																		
取引関係	<p>当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社及び当社の子会社である株式会社梅の花 plus、株式会社古市庵と、当該会社の関係会社との間には、仕入契約を締結し、下記の通り店舗展開を行っております。</p> <table border="1"> <tr> <td>株式会社梅の花</td> <td>契約事業数</td> <td>2事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売上高</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>株式会社梅の花 plus</td> <td>契約店舗数</td> <td>7店舗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売上高</td> <td>360百万円</td> </tr> <tr> <td>株式会社古市庵</td> <td>契約店舗数</td> <td>11店舗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>売上高</td> <td>730百万円</td> </tr> </table>	株式会社梅の花	契約事業数	2事業		売上高	12百万円	株式会社梅の花 plus	契約店舗数	7店舗		売上高	360百万円	株式会社古市庵	契約店舗数	11店舗		売上高	730百万円
株式会社梅の花	契約事業数	2事業																	
	売上高	12百万円																	
株式会社梅の花 plus	契約店舗数	7店舗																	
	売上高	360百万円																	
株式会社古市庵	契約店舗数	11店舗																	
	売上高	730百万円																	
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																		

(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態		(単位：百万円)	
決算期	22年3月期	23年3月期	24年3月期
連結純資産	159,566	151,437	168,854
連結総資産	344,699	344,187	335,230
1株当たり連結純資産(円)	772.27	732.68	861.78
連結売上高	470,395	465,033	505,588
連結営業利益	8,023	10,555	9,957
連結経常利益	9,603	11,210	10,309
連結当期純利益	3,016	3,109	1,057
1株当たり連結当期純利益(円)	14.62	15.07	5.74
1株当たり配当金(円)	12.50	12.50	12.50

※ なお、割当予定先は、株式会社東京証券取引所の上場会社であります。

#### 4. 日程

(1) 取締役会	平成24年11月14日(水)
(2) 業務提携契約締結	平成24年11月14日(水)
(3) 業務提携開始日	平成24年12月3日(月)

## II 本第三者割当

### 1. 募集の概要

#### (1) 本株式

(1) 払込期日	平成24年12月3日(月)
(2) 発行新株式数	当社普通株式3,745株
(3) 発行価額	1株につき170,000円
(4) 調達資金の額	636,650,000円

(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
(6) そ の 他	前記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

(2) 本新株予約権付社債

(1) 払 込 期 日	平成 24 年 12 月 3 日 (月)
(2) 新株予約権の総数	1 個
(3) 社債及び新株予約権の 発行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	当社普通株式 13,695 株
(5) 資 金 調 達 の 額	2,259,675,000 円
(6) 転 換 価 額	165,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
(8) そ の 他	前記各項については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

2. 募集の目的及び理由

上記業務提携の内容等に記載した内容を実行して行くためにエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との間で資本業務提携を行うものであります。

当社が事業を営んでおります外食業界は、消費者マインドの冷え込みなど厳しい経営環境におかれています。当社がこのような経営環境を乗り切るためには借入金の圧縮により財務基盤の強化が必要であると考えています。さらに、「思い立ったら即実行 実行力が会社を変える」との経営方針のもと、多くのお客様に感極まるサービスを提供するための施策といたしまして、さらなる新規店舗開発や、店舗照明の LED 化等への設備投資を推進してまいります。本第三者割当は、当社の財務基盤の強化に資するものであり、また必要な設備投資資金を調達するものでもあります。

割当予定先であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と、業務面の提携にとどまらず、資本面での提携をすることで、より緊密な関係を築くことができ、業務提携を実効性のあるものとしていくことが当社の企業価値・株主価値のさらなる向上に繋がるものと確信しております。

また、第三者割当増資及び本新株予約権付社債の転換により既存株主のみなさまには株式の希薄化の影響が生じますが、調達した資金による設備投資や業務提携の効果により、企業価値の向上が期待されること、株式のみにより資金調達を図る場合と比較し、株式と転換社債型新株予約権付社債を組み合わせることで希薄化の影響は緩和されることなどから、これらの組合せによる募集が合理的であると判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払 込 金 額 の 総 額	2,896 百万円
② 発 行 諸 費 用 の 概 算 額	69 百万円
③ 差 引 手 取 概 算 額	2,827 百万円

(注) 発行諸費用は、登録免許税・弁護士費用・フィナンシャルアドバイザー費用合計 69 百万円であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

①新株式発行及び新株予約権付社債により調達した資金の具体的な用途については、以下の通りであります。

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	既存店店舗照明をLED照明へ取替	270	平成24年12月
②	株梅の花 plus 大阪駅マルシェ店 新規出店	20	平成24年12月
③	佐賀大和工房 焼売成形機 他	60	平成24年12月
④	株古市庵錦糸町テルミナ店 新規出店	15	平成24年12月
⑤	花小梅春日店 新規出店	110	平成25年3月
⑥	花小梅お茶の水店 新規出店	90	平成25年3月
⑦	湯葉と豆腐の店梅の花福山店 新規出店	350	平成25年4月
⑧	株梅の花 plus 福山店 新規出店	70	平成25年4月
⑨	株梅の花 plus 2店舗 新規出店	40	平成25年5月～8月
⑩	株古市庵1店舗 新規出店	15	平成25年5月
⑪	湯葉と豆腐の店梅の花3店舗 新規出店	787	平成25年10月～ 平成26年3月
⑫	借入金返済	1,000	平成24年12月
	合計金額	2,827	

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社を取り巻く経営環境が厳しいなか、さらなる成長を実現するためには、さらなる新規店舗開発及び既存店舗への投資が必要であります。今回、第三者割当増資及び本新株予約権付社債の発行により調達する資金を上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、財務基盤の強化及び設備投資に充当することは、当該必要性を満たすものであり、当社の業績向上を通じて、企業価値及び株主価値の向上に資するものであると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

##### 1. 本株式

本第三者割当による本株式の発行価額は、公正性を期すため独立した第三者機関であるグラントソントン・マスターズトラスト株式会社（以下、「グラントソントン・マスターズトラスト」または「算定機関」といいます。）に本株式の価値算定を依頼した上で、本株式の株式価値算定評価書（以下、「株式評価書」といいます。）を受領いたしました。グラントソントン・マスターズトラストは、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法にて本株式の公正価値を算定しております。

当社は、上記算定機関の評価を踏まえ、割当予定先であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との協議の結果、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年11月13日の東京証券取引市場における当社普通株式の終値173,400円を参考として、170,000円（直前の終値に対するディスカウント率2.0%）といたしました。当該金額については、今回調達する資金を活用した投資及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との資本・業務提携が当社の業績向上に繋がること等が期待されること等を勘案し、割当先と協議の上決定したものであります。

また、当社では、当社の監査役3名全員（うち社外監査役2名）より、算定機関が算定にあたり採用したパラメータに不合理な点は認められないこと、算定機関の算定結果を踏まえれば、かかる発行価額は、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、割当予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

かかる発行価額は、本株式発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成24年11月13日）までの1か月間の各取引日の終値単純平均173,195円に対するディスカウント率は1.8%、3か月間の各取引日の終値単純平均176,925円に対するディスカウント率は3.9%、6か月間の各取引日の終値単純平均176,200円に対するディスカウント率は3.5%となっております。

## 2. 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関であるグラントソントン・マスターズトラストに本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の価値算定評価書（以下「社債評価書」といいます。）を受領いたしました。グラントソントン・マスターズトラストは、一定の前提（本新株予約権付社債に係る新株予約権の条件、当社株式の株価 173,300 円、転換価額 165,000 円、その他ボラティリティ、無リスク利率、借入利率等）の下、一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロシミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

当社は、算定機関の評価を踏まえ、かつ、リーガルアドバイザーである大石法律事務所（福岡県久留米市）の助言などを参考にして、割当予定先であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との協議の結果、本新株予約権付社債の発行価額を額面 100 円につき 100 円、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき金銭の払込みを要しない、転換価額を 165,000 円といたしました。

そのうえで、当社は、本新株予約権付社債について、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社では、上記判断に至る過程で、当社の監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）より、発行要項の内容の説明に加え、算定機関が算定にあたり採用したパラメータに不合理と認められる点がなく、算定の方法が一般的に用いられるオプション評価モデルであることから、算定機関の算定結果は合理的であるものと認められること、また、算定機関の算定結果から、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質価値は本新株予約権の理論的な公正価値を大きく下回るものではないことなどを勘案すれば、割当予定先に特に有利ではない旨の意見をj得ております。

ご参考までに今回の転換価額は、平成 24 年 11 月 13 日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値 173,400 円に対して 4.8%のディスカウント、1ヶ月の終値平均 173,195 円に対して 4.7%のディスカウント、3ヶ月の終値平均 176,925 円に対して 6.7%のディスカウント及び6ヶ月の終値平均 176,200 円に対して 6.4%のディスカウントとなります。（当社といたしましては、転換価額が平成 24 年 11 月 13 日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値に対してディスカウントを生じておりますが、社債評価書の評価結果も踏まえたうえで、本社債に新株予約権を付すことで一定の金利減免効果が得られること、本新株予約権付社債の発行により調達した資金による投資で当社の企業価値の向上が見込まれること等から、かかる転換価額については適正価額であると判断いたしました。）

### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式 3,745 株にかかる議決権の数は 3,745 個であり、平成 24 年 9 月 30 日現在の当社の総株主の議決権の数 69,793 個に対する希薄化率は 5.37%であります。本新株予約権付社債の発行による潜在株式数は 13,695 株であり、本株式の発行と合わせ、一連のエクイティ・ファイナンスにより新たに発行される株式の数は 17,440 株、これにかかる議決権の数は 17,440 個、平成 24 年 9 月 30 日現在の当社の総株主の議決権の数 69,793 個に対する希薄化率は 24.99%となり、既存株主における 1 株当たりの利益（または損失）を希薄化することになります。希薄化率 24.99%の希薄化が生じることとなりますが、前述のとおりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との業務提携によるシナジー効果は大であり、財務基盤の安定化も併せ、将来的に当社の企業価値の増大に寄与すると考えられるため、希薄化の規模は合理的であると考えております。

なお、当社では、上記判断に至る過程で、当社の監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）より、本株式及び本新株予約権付社債の発行の合理性について妥当である旨の意見をj得ております。

また、当社の発行済株式総数は 71,147 株ですが、自己株式 1,354 株を保有しておりますので、前述の平成 24 年 9 月 30 日現在の当社の総株主の議決権の数 69,793 個としております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要（平成 24 年 3 月 31 日時点）

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の概要は、「I-3. 業務提携の相手先の概要」記載のとおりで

す。

#### (2) 割当予定先を選定した理由

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社を割当先とすることで両者の信頼関係を強化するとともに、上記「資本・業務提携の理由」及び「資本・業務提携の内容等」に記載の通り、両社商品の各々への供給による相互利用や共同仕入れによる仕入れコスト削減、当社店舗のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社への店舗展開等による販売網の拡大、新商品の共同開発等を図り、当社の収益力の、財務体質の強化による企業価値を向上することを目的に割当先を選定いたしました。

#### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社が、本株式及び本新株予約権付社債の新株予約権行使後に取得した株式を長期に保有する意向である旨を確認しております。なお、当社は割当予定先との間で、払込期日（平成 24 年 12 月 3 日）から 2 年間において、割当予定先が取得した本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社は、同社の第 93 期（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）にかかる有価証券報告書及び第 94 期第 2 四半期（平成 24 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで）にかかる四半期報告書によれば、平成 24 年 3 月 31 日時点において 17,823 百万円、同年 9 月 30 日時点において 17,809 百万円の現預金を連結貸借対照表に計上しております。また、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本株式及び本新株予約権付社債の払込みについて問題ないと判断しております

### 7. 募集後の大株主及び議決権比率

本株式の払込時点の議決権比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募 集 後	
梅野企画	17.22%	梅野企画	16.35%
梅野重俊	8.59%	梅野重俊	8.15%
梅野久美恵	5.41%	梅野久美恵	5.13%
梅の花（自社）	—	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	5.09%
トーホーフードサービス	1.83%	梅の花（自社）	—
西日本シティ銀行	1.38%	トーホーフードサービス	1.74%
麒麟麦酒株式会社	1.15%	西日本シティ銀行	1.31%
梅の花社員持株会	1.00%	麒麟麦酒株式会社	1.09%
三井住友海上火災保険株式会社	0.67%	梅の花社員持株会	0.95%
株式会社三菱東京UFJ銀行	0.65%	三井住友海上火災保険株式会社	0.64%

※上記の比率は「持株比率」ではなく「議決権比率」を記載しております。

割当予定先が本新株予約権を行使した場合の議決権比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募 集 後	
梅野企画	17.22%	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	19.99%
梅野重俊	8.59%	梅野企画	13.78%
梅野久美恵	5.41%	梅野重俊	6.87%

梅の花（自社）	—	梅野久美恵	4.33%
トーホーフードサービス	1.83%	梅の花（自社）	—
西日本シティ銀行	1.38%	トーホーフードサービス	1.47%
麒麟麦酒株式会社	1.15%	西日本シティ銀行	1.10%
梅の花社員持株会	1.00%	麒麟麦酒株式会社	0.92%
三井住友海上火災保険株式会社	0.67%	梅の花社員持株会	0.80%
株式会社三菱東京UFJ銀行	0.65%	三井住友海上火災保険株式会社	0.54%

※上記の比率は「持株比率」ではなく「議決権比率」を記載しております

#### 8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 9. 今後の見通し

本提携は、自社商品の相互利用、共同仕入れ、新商品の共同開発、販売力の向上等による収益力の向上に資するものと考えております。また、本株式及び本新株予約権付社債の発行により、金利負担が減り自己資本の増強等により財務体質の強化も見込まれます。

なお、本第三者割当における本株式の払込完了時点において、「その他の関係会社」の異動が生じるものではなく、また、本第三者割当後において、さらなるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社による株式の追加取得予定はありません。ただし、本提携に関し、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社より役員への派遣を受けることが見込まれるため、本新株予約権の行使状況の進捗によっては、「その他の関係会社」の異動が生じる可能性があります。当該異動については判明次第あらためてお知らせいたします。

なお、平成25年9月期の業績予想には本提携による効果は含んでおりません。今後提携を強化する中で、開示すべき事項が発生した場合は判明次第速やかに公表いたします。

#### 平成24年9月期実績及び平成25年9月期業績予想

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成24年9月期	30,029百万円	510百万円	558百万円	256百万円
平成25年9月期	29,556百万円	550百万円	470百万円	250百万円

注) 平成24年11月14日公表

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
連結売上高	28,734百万円	29,736百万円	30,029百万円
連結営業利益	577百万円	702百万円	510百万円
連結経常利益	365百万円	461百万円	558百万円
連結当期純利益	177百万円	▲155百万円	256百万円
1株当たり連結当期純利益	3,073円	▲2,375円	3,650円
1株当たり配当金	500円	500円	500円
1株当たり連結純資産	59,864円	84,492円	85,811円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	71,147株	100%

注) 平成24年9月30日時点において、潜在株式はありません。



(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
始 値	226,000円	214,000円	161,500円
高 値	230,300円	226,900円	198,000円
安 値	208,400円	162,200円	141,800円
終 値	213,100円	162,200円	177,000円

② 最近6か月間の状況

	平成24年5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	176,000円	171,000円	176,600円	178,700円	180,800円	175,000円
高 値	177,900円	178,400円	178,900円	182,700円	181,400円	175,500円
安 値	171,100円	169,000円	175,800円	178,000円	177,000円	172,100円
終 値	173,000円	175,000円	177,400円	181,100円	177,000円	172,700円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成24年11月13日
始 値	173,500円
高 値	174,000円
安 値	173,400円
終 値	173,400円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	平成23年3月8日
調 達 資 金 の 額	2,428,080,000円(差引手取概算額)
発 行 価 額	203,840円
募集時における 発行済株式数	57,700株
当該募集による 発行株式数	12,000株
募集後における 発行済株式総数	69,700株
発行時における 当初の資金用途	当該公募増資に係る手取概算額2,428,080,000円については、同日付をもって取締役会で決議された第三者割当増資の手取概算額292,956,480円と合わせた、手取概算額合計2,721,036,480円のうち、1,463百万円を連結子会社への投融資資金に、残額を平成23年9月までに借入金の返済に充当する予定であります。
発行時における 支出予定時期	平成23年4月～平成24年9月
現時点における 充 当 状 況	全額充当済みであります。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成23年3月28日
---------	------------

調達資金の額	292,956,480円(差引手取概算額)
発行価額	203,840円
募集時における発行済株式数	69,700株
当該募集による発行株式数	1,447株
募集後における発行済株式総数	71,147株
割当先	大和証券キャピタル・マーケット株式会社
発行時における当初の資金用途	本第三者割当増資は、同日付をもって決議された公募増資のオーバーアロットメントによる売り出しに伴う第三者割当増資であるため、当該公募増資の資金用途欄に合計して記載しております。
発行時における支出予定時期	上記と同様であります。
現時点における充当状況	上記と同様であります。

#### 11. 発行要項

別紙添付のとおりです。

以上

(別紙1) 普通株式発行要項

株式会社梅の花  
普通株式  
発行要項

- |              |   |
|--------------|---|
| 1. 発行新株式数    | 当社普通株式 3,745 株                                      |
| 2. 発行価格      | 1 株につき金 170,000 円                                   |
| 3. 発行価額の総額   | 金 636,650,000 円                                     |
| 4. 資本組入額     | 増加する資本金額 318,325,000 円<br>増加する資本準備金の額 318,325,000 円 |
| 5. 募集又は割当方法  | 第三者割当の方法による。  |
| 6. 申込期間      | 平成 24 年 12 月 1 日から平成 24 年 12 月 2 日まで                |
| 7. 払込期日      | 平成 24 年 12 月 3 日                                    |
| 8. 割当先及び割当株数 | エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 3,745 株                        |
| 9. その他       | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                  |

以 上

(別紙2) 第1回転換社債型新株予約権付社債要項

株式会社梅の花  
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
社債要項

本要項は、株式会社梅の花が平成24年11月14日の取締役会決議に基づいて平成24年12月3日に発行する株式会社梅の花第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 募集社債の名称  
株式会社梅の花第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
2. 募集社債の総額  
金2,259,675,000円
3. 募集社債の金額  
金2,259,675,000円の一額
4. 新株予約権付社債の発行及びその形式  
記名式とし、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。  
また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 募集社債の利率  
本社債には利息を付さない。
6. 募集社債及び新株予約権の払込金額  
募集社債の払込金額額面100円につき金100円  
本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 募集社債の償還金額  
額面100円につき金100円
8. 申込期間  
平成24年12月1日から平成24年12月2日まで
9. 払込期日  
平成24年12月3日
10. 募集の方法  
第三者割当の方法による。
11. 担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書きの要件を満たすものであるため、社債管理者は設置しない。
13. 償還の方法及び期限
  - (1) 本社債の元金は平成27年12月3日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 特別事由による繰上償還  
本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）は、以下に定める事由が生じたとき、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。
    - ①特定組織再編行為  
特定組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要

な場合は当社の取締役会で決議された場合)において、特定承継会社等(以下に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されないとき

「特定組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(特定承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「特定承継会社等」とは、当社による特定組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

## ②上場廃止事由

上場廃止事由(以下に定義する。)が生じ、かつ継続している場合

「上場廃止事由」とは、当社普通株式(組織再編行為に伴い、承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式)が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合をいう。

## ③支配権の変動

支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定める株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。

- (3) 本項に定める償還すべき日(本項第(2)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当社は本新株予約権付社債を買い入れた場合、直ちに本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。また当該本新株予約権付社債についての本社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

## 14. 本新株予約権に関する事項

### (1) 本社債に付された本新株予約権の数

本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計1個の本新株予約権を発行する。

### (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

払込みを要しない。

### (3) 本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)

平成24年12月3日。ただし、本社債の払込金額が第9項に定める払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割り当ての条件とする。

### (4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

種類は普通株式とし、発行数は、行使された本新株予約権に係る本社債の総額を転換価額で割った最大整数とする。この場合に交付する株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

### (5) 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年12月3日以降、平成27年12月3日まで、本新株予約権を行使することができる。

### (6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

### (7) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及び価額

①本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とする。

②本新株予約権1個の行使に際して出資をなすべき財産の価額は、本社債の金額と同額とする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 転換価額

165,000円

(10) 転換価額の調整

①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②(i)乃至(iv)に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価格} = \text{調整前転換価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

② 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 本号③(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付(新株発行も含む。以下同じ。)する場合(ただし、取得請求権付証券等(下記(iii)に定義する。))の取得と引換えによる交付、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による交付又はストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的とする発行若しくは付与の場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 本号③(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)(これらの株式又は新株予約権を取得対価として交付する定めのある証券又は権利を含み、以下「取得請求権付証券等」という。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付証券等の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得対価として交付する定めのある証券又は権利の場合、当該株式又は当該新株予約権の全てが取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなす。以下同じ。)新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の適用日時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(iv) 本号② (i) 乃至 (iii) の各取引において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号② (i) 乃至 (iii) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号② (iv) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株主の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し当該転換価額の調整前に本号②(iv)又は本号④に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、本号② (ii) の当社普通株式の株式分割の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(iv) 新株発行等による転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、新株発行等による転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

④ 本号②又は③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

#### (11) 転換価額の調整を行う場合の通知内容・通知方法

本項第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びに

その事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を全ての本新株予約権付社債権者及び第 24 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(12) 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することができない。

(13) 組織再編が生じた場合の調整

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、第 13 項第(2)号①に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社等」という。）の新株予約権で、本号に定める内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を、以下「承継社債」という。）、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の額面金額の合計額を本号④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 承継新株予約権付社債の転換価額

承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継社債に付したものをいう。）の転換価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(10)号の調整に準じた調整を行う。

⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

承継新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該承継新株予約権に係る承継社債とし、当該社債の価額は、各承継社債の額面金額と同額とする。

⑥ 承継新株予約権の行使請求期間

本項第(5)号に定める本新株予約権の行使請求期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとし、本項第(5)号に準じた制限に服する。

⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本項第(8)号に準じて決定する。



(14) 新株予約権の行使による株式の交付

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他規則に従って新規記録される。

15. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

16. 担保付社債への切替

(1) 当社は、社債権者集会の承認を得た上で、いつでも本新株予約権付社債権保全のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。

(2) 当社が第 15 項又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。

17. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第 15 項又は第 16 項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、第 15 項は適用されない。

18. 財務上の特約

本新株予約権付社債には財務上の特約は付されていない。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について当然に期限の利益を失う。

(1) 当社が、次の各場合のいずれかに該当したとき

① 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

② 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。また、当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③ 当社が、解散の決議を行い若しくは解散命令を受け、その他法令若しくは定款上の解散事由が発生したとき、又は事業を廃止したとき。

④ 当社が事業を営むために必要な政府当局又は規制当局の許可、認可又は登録等が取消される等維持できなくなったとき。

(2) 当社が、次の各場合のいずれかに該当し、本社債の社債権者より、期限の利益を喪失させる旨の書面の通知を受けたとき。なお、当社の責めに帰すべき事由により当該通知の到達が遅延した場合、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に当該通知を受けたものとみなす。

① 当社が本新株予約権付社債の社債要項のいずれかの規定に違背し、本社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は補正をしないとき。

② 当社が本社債以外の債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらずその履行をすることができないとき。

③ 当社が、その事業経営に不可欠な資産について、差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

④ 当社が、事業を停止し、又は所轄政府機関若しくは規制当局等から業務停止等の処分を受けたとき。

20. 本新株予約権付社債権者に対する通知

本新株予約権付社債に関して本新株予約権付社債権者に対し通知をする場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の方法により公告してこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

21. 社債権者集会に関する事項
  - (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債（以下、「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 3 週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号に掲げる事項を公告するものとする。
  - (2) 本種類の社債の社債権者集会は福岡県にてこれを行う。
  - (3) 本種類の社債の総額（償還済の額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第 222 条第 3 項の規定による書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
22. 社債要項の変更
  - (1) 本要項に定められた事項（ただし、第 27 項を除く。）の変更は、法令に定めがある時を除き、当社とすべての本新株予約権付社債権者の間の合意又は社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議又は当社とすべての本新株予約権付社債権者の間の合意を証する書面は、本要項と一体をなすものとする。
23. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）  
株式会社西日本シティ銀行
24. 行使請求受付場所  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
25. 財務代理人  
当社は、本新株予約権付社債の発行に際して、財務代理人を設置しない。
26. 社債要項の公示  
当社は、その本店に本要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
27. 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
28. その他  
前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上